

厚生労働省統計調査の省内事業仕分け 報告書

I 仕分けの視点

1 仕分けに至る背景

経済社会を取り巻く環境が目まぐるしく変化し、国民の価値観や統計情報に対するニーズが多様化したことを背景に、統計の重要性は格段に高まっている。その一方で、外観からは把握が困難な事業所（S O H O）の増加や単身世帯・夫婦共働き世帯の増加等による昼間に在宅する世帯の減少、企業・個人の情報保護意識の高まりなどがあり、統計調査の円滑な実施に向けて更なる工夫が求められている。

従来、政府の統計行政担当部局は、行財政改革の中で、定員・予算の効率化・合理化を図ってきたところである。当省をめぐる状況においても同様であるが、これにより的確な統計調査の実施に限界が生じつつあることも事実である。このような定員・予算の厳しい制約の中であっても、時代の変化や社会のニーズに的確に対応した有用な統計の作成及び提供を今後とも継続的に行うことができるよう、既存統計の充実や効率的な統計の実施、わかりやすい統計調査結果の公表などが求められている。

2 省内事業仕分けの一環としての統計調査の仕分け

1のような状況の中で、厚生労働省では、自ら改革を実施するために厚生労働省の事務・事業や所管する独立行政法人、公益法人等の事業などの在り方について、公開、かつ、外部の視点を入れて議論を行う省内事業仕分けを実施しており、平成22年6月17日の省内事業仕分けにおいて、毎月勤労統計調査が取り上げられたことを契機に、厚生労働省における統計調査全般についても、省内事業仕分けの一環として、プロジェクト方式で仕分けを行うこととされた。

この統計調査の事業仕分けに当たっては、専門的・技術的な面での検討が必要であることから、統計の専門家を加えた仕分け人8人により、全4回の検討を行った。

3 仕分けの視点

厚生労働行政は、国民生活の全般にわたる深い関わりをもっており、厚生

労働統計調査は、その行政を推進するために必要不可欠な基礎資料を得るために、人口・世帯、保健衛生、社会福祉、老人保健、社会保険・社会保障、雇用、賃金・労働時間、労使関係、労働災害・労働安全衛生といった様々な事象を把握している。社会や経済の実情を的確に示す統計の存在は、国民に対する説明責任を果たし、「証拠に基づく政策立案」(evidence-based policy making) や実施した政策の評価・検証を行い、政策を改善するために必要不可欠なものである。また、厚生労働統計調査は、社会生活の全般にわたる基礎的な資料を提供しており、「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」（統計法第1条）である。

このような厚生労働統計調査について、統計リソースの厳しい制約がある中で、適時的確に有用性のある公的統計を作成するという視点から、予算額、目的、活用実績、調査の方法等の一覧を参照しつつ、今後、個別統計調査を検討する際の視点に関して、全般的な検討を行った。

II 厚生労働統計調査の論点等

1 統計調査の実施に関する論点

(1) 統計調査間の調整について

厚生労働省で実施する全ての統計調査に関して、調査項目についてどのような改善が考えられるか、他省庁の所管調査を含め既存統計調査間に重複がないか、調査間の関連付けを強化することにより他調査結果との比較等が可能となるような充実した結果を見出すことが可能か等の観点から検討を進めるべきである。

(2) 統計調査の方法について

(ア) 現行の調査方法について

調査方法については、現行方法に比して精度を確保した上で、より効率的な手法が可能か検討すべきである。また、調査員調査については、調査員の質を確保する方策について検討すべきである。

(イ) 行政記録情報の活用について

行政記録情報の活用は、報告者負担の軽減や統計作成の効率化を図る上で有効である。このため、調査計画の作成段階において、利用が見込まれる行政記録情報の正確性にも留意しつつ、当該行政記録の形態や利用のためのコスト面も踏まえ、利用の適否を検討すべきである。

(ウ) オンライン調査の推進について

オンライン調査の導入については、郵送料の削減のみならず、チェック機能を設けることによる回答者の誤記入防止、紙から電子データへの入力作業におけるミスの防止、集計の早期化などの効果がある。統計調

査の質の確保と効率的な実施の観点からも、事業所対象か個人対象などのかなど調査の特性を踏まえつつ、費用対効果の検証を行いながら、政府共同利用システムのオンライン調査機能等を活用したオンライン調査の推進を図るべきである。

また、既に、オンライン調査を導入している調査については、普及・啓発方法を見直し、他省庁の例などを参考にしつつ、各統計調査の数値目標を設定するなどオンライン化率の向上を図るべきである。

(3) 回収率の向上について

厚生労働統計調査の中には、行政施策に必要不可欠な統計情報を得るために、回収率が50%に達しないが、他の代替データも存在しないことから、実施されている統計調査も見受けられる。

回収率が低いと誤差が大きくなり、政策判断のみならず国民の社会経済状況の的確な把握を妨げ、適切な政策運営の障害となるのみならず、厚生労働統計の利用価値を低下させる。統計調査の正確性と有用性の観点からできる限り回収率の向上に努める必要がある。

このため、回収率が低い統計調査においては、その原因を分析の上、回収率向上の目標を設定し、その達成に努めることが重要である。特に、現在、回収率の低い統計調査については、期限を付した改善策を図りその目標達成を促すことが適当である。

なお、回収率の向上に際しては、現在行っている、以下①から④のような取組をより一層積極的に実施すべきである。

【回収率向上の取組】

① 統計調査の理解と協力を得るための説明

- ・統計調査の目的や利活用状況のほか、調査票に記入された事項を統計以外の目的で使用しないことや、報告者の特定はできないこと等を記した協力依頼状の添付
- ・前回調査時の調査結果（パンフレット等）を同封することによる統計調査の有用性の啓発

② 調査票の改善による報告者負担の軽減の検討

- ・記入しやすい調査票のレイアウトや調査項目
- ・プレプリントの導入

③ オンライン調査導入による記入ミス防止と報告者負担の軽減

④ はがきや電話などによる督促、等

(4) 統計調査のPRについて

現在、厚生労働省のホームページや広報誌による広報などを実施してい

るが、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」¹に基づき、厚生労働省で実施する全ての統計調査について、統計調査結果の有用性等の周知・広報等を推進すべきである。特に、当該統計調査が具体的にどの施策にどのように活用されているかを周知することは重要であり、厚生労働省ホームページ等において記載すべきである。

また、今後策定される「政府統一ロゴタイプ」を厚生労働省で実施する全ての統計調査について、積極的に活用することも重要である。

(5) 統計調査の費用対効果の検証について

統計調査の実施においても、費用対効果の検証は重要な視点である。

統計調査の効果については、政策のPDCAサイクルにおける活用や国民の利用など様々であり、一様に指標化するのは困難な面がある。とは言え統計調査がどのような情報を提供しているのかを周知するなど、効果を明らかにするような取組は必要である。

一方、統計調査の費用については、統計調査の調査手法や調査対象者数によって概ね自動的に決まってしまう面があり、調査方法の変更等によりコストを削減する場合には、精度面において低下がないように配慮することが重要である。

(6) 統計調査の利活用度合

(ア) 政策のPDCAサイクルでの活用度合いに関する視点

次の①から⑤に掲げるような、政策への利活用等について、その状況が低い調査については調査計画の見直しを図るべきである。

- ① 施策の企画立案に基礎資料として用いられているか
- ② 施策の具体的な内容の決定に用いられているか
- ③ 施策の実施に直接用いられているか
- ④ 政策評価の指標として用いられているか
- ⑤ 都道府県等の行政の指針として用いられているか

(イ) 国民の利用度合いに関する視点

統計調査はその結果は報告書やホームページ等により公表されているので、国民は容易に利用することができ、その利用の形態は多種多様で幅広い。全ての国民の利用を行政機関が把握することはできないため、各々の利用の度合いをどのように数量的に評価するのかが課題となる。その際、下記①及び②のような点を参考に判断することが考えられる。

- ① 調査ごとのホームページアクセス状況
- ② 各種資料における引用（例えば母子健康手帳の乳幼児身体発育曲線

¹ 国民の統計調査に対する理解を促進するために各府省が一体となって取り組むための具体的方策を取りまとめたもの（平成22年3月30日各府省統計主管部局長等会議申合せ）。

など)

2 統計調査の結果提供について

(1) 公表（報告書）の提供の早期化について

厚生労働統計調査については、公表時期（調査期日²から公表までの期間）が1年を超える統計調査や「報告書の公表までの期間」が2年を超える統計調査も見受けられる。

統計調査の有用性の観点からは、できる限り公表の早期化に努める必要があることから、各統計調査において公表早期化のための目標を設定し（概況等の公表が、月次調査で60日以内、年次・周期調査は1年以内とされているが³、これにとどまることなくできる限りの早期化を図る）、その達成に努めるべきである。

また、報告書の作成に時間要する場合には、ホームページ公表を優先して早期の公表を図ることも適当である。

なお、公表の早期化に際しては、現在行っている以下①から⑤のような取組等もより一層積極的に実施すべきである。

【公表早期化のための取組】

- ① 関係機関等への調査票の送付を早めるなど、準備段階より作業の効率化を図り、公表までの時間を短縮
- ② 調査票報告者負担軽減を図り、記入しやすい調査票の設計を行い、調査票提出の遅延を防止
- ③ 調査票の提出期限の周知徹底
- ④ オンライン調査の導入による記入ミスの防止と回収期間の短縮
- ⑤ 内検・集計作業の工夫（目検しやすい調査票の設計・無駄のない集計設計等）によるデータ集計・分析作業の短縮、等

(2) 厚生労働統計の活用について

① 統計への容易なアクセスについて

統計利用者の需要にも十分対応した形で調査結果が入手・利用できるようにするために、政府統計に関する情報全体の総合的な窓口である「政府統計の総合窓口」(e-Stat)⁴に厚生労働統計調査を原則として掲載することにより、限られた統計リソースの中での統計への容易なアクセスの実現を図るべきである。

² 調査により把握しようとしている時点（期間）

³ 申請負担軽減対策（平成9年2月10日閣議決定）

⁴ 日本の政府統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指した政府統計ポータルサイト。各府省等の統計関係情報が集約され、各統計データ、公表予定、調査票項目情報、統計分類等の情報が提供されている。

また、現在、統計調査によっては、ホームページに掲載されている情報が限定的なものが見受けられるため、調査間で可能な限り統一化を図るとともに、公的統計を利用する上で必要な情報をホームページ上に適切に提供することを推進すべきである。

さらに、厚生労働統計調査がより広く知られるよう、国民生活に密着した統計調査結果について、わかりやすくPRすべきである。

② 二次的利用の推進について

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「基本計画」という。）においても、公表する統計だけでは統計に対するニーズの多様化・高度化に必ずしも十分に応えられなくなっていること、秘密の保護に配慮しつつ二次的利用に係る事務処理を適切に実施していくことが必要となっているとされた。

厚生労働統計調査においても、基本計画に則り、二次的利用を推進すべきである。

III 厚生労働省統計調査への提言

1 別会議での検討について

今回の検討では、統計調査について全体的な議論を行ったところであるが、個々の統計調査に関する「II 厚生労働統計調査の論点等」を踏まえた具体的な検討は、技術的、専門的に行う必要があるため、別会議において行うべきである。

その際、基幹統計調査については、統計委員会において調査設計の段階から審議されていることから、別会議⁵では、一般統計調査について重点的に検討することとすべきである。

2 定期的な見直しについて

上記1の別会議については、各調査について定期的（3～5年）に見直しを行うことができるよう、開催時期の工夫を行うことが適当である。この場合、見直した結果が各調査において確実に反映されるような措置を講ずべきである。

3 統計ガバナンス機能の強化について

現在、厚生労働省で実施する統計調査については、統計情報部がその調整や他省との窓口機能を担うこととされているが、統計情報部で実施しているものは全体の3割程度であり、必ずしも省内すべての統計について精度及び政策的意義を高めるための指導、助言等の役割を十分に果たしていない面がある。

このため、上記の別会議における定期的な見直しとは別に統計情報部が省内の全ての統計調査についての一元的な調整機能の強化を行うことで、統計の省内ガバナンス機能の強化を図ることが何よりも重要である。

⁵現在、省内に、厚生労働統計については、政令により常設されている社会保障審議会統計分科会の他、基本計画の推進のために臨時で設置している厚生労働統計の整備に関する検討会、医療費統計の整備に関する検討会等がある。

厚生労働省統計調査の省内事業仕分け 民間有識者（仕分け人）

（五十音順、敬称略）

阿藤 誠 早稲田大学人間科学学術院特任教授

阿部 正浩 獨協大学経済学部教授

岩田 正美 日本女子大学人間社会学部教授

田代 雄倬 元川崎製鉄株式会社環境エンジニアリング部長

土屋 了介 財団法人癌研究会顧問

津谷 典子 慶應義塾大学経済学部教授

中山 弘 元学校法人ホンダ学園常務理事

廣松 肇 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授